

## 札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請に係る審議（第4回）

### 1. 日 時

平成28年12月13日（火） 10時30分～11時40分

### 2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

### 3. 出席者

#### <委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）、  
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

#### <国土交通省>

鉄道局：川上鉄道サービス政策室長ほか  
事案処理職員：運輸審議会審議室 堀家審議官、川崎調査官、  
木村課長補佐

### 4. 議事概要

- 鉄道局が、事前の質問事項（①今般の軌道旅客運賃の変更認可申請に対して認可することとしたい具体的な根拠、②市交通局の設備投資に係る調達についての考え方等）について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ①大手民鉄等の鉄道事業に係る運賃改定事案と札幌市の軌道事業の運賃改定事案では、認可申請における算定において、適正な原価の算定方法が異なるものなのか。
  - ②今般の運賃値上げに対する市民の受け止めはどのような感じなのか。
  - ③平成32年度以降のキャッシュフローは、新たな設備投資等の影響でより厳しいものになるのではないかと、等についての質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

- ①JR6社、大手民鉄及び公営地下鉄・東京地下鉄については、ヤードスティック方式で原価を算定することとしているが、札幌市の軌道事業については、人件費等の各費用を積み上げて算定することとしている。
- ②先日の札幌市からの意見聴取でも市長が言われたとおり、いろいろなご意見がある中で、これから札幌市の都市計画を進めていく中で、都

心回帰のまちづくりを支える公共交通ネットワークの一つとして位置づけ持続可能な素地を踏まえ、利便性を高めつつ、上下分離を行うというシナリオで、市長が強い意志をもって市民に説明していくものと理解している。

③平成32年度以降については、平年度以降の話であるが、減価償却費は約2億円見込まれており、経費削減等によって対応できるものと考えている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。